

R 6 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事電気（担い手確保型）

通し番号	図面番号	図面名	通し番号	図面番号	図面名	通し番号	図面番号	図面名
01	E-00	表紙・図面目録	16	E-09	幹線・動力設備 建物南面立面図	31	E-24	音響設備 仕様図2（体育館）
02	共-01・共-02	営繕工事共通仕様書（1）・（2）	17	E-10	電灯設備 凡例・施工詳細図	32	E-25	音響設備 仕様図1（運動場）
03	共-03・共-04	営繕工事共通仕様書（3）・（4）	18	E-11	電灯設備 照明器具姿図	33	E-26	音響設備 仕様図2（運動場）
04	共-05・共-06	営繕工事共通仕様書（5）・（6）	19	E-12	照明設備 1階平面図 [現況撤去図]	34	E-27	弱電設備 1階平面図 [現況撤去図]
05	電特-01・電特-02	電気設備工事特記仕様書（1）・（2）	20	E-13	照明設備 2階平面図 [現況撤去図]	35	E-28	弱電(拡声・音響)設備 2階平面図 [現況撤去図]
06	電特-03・電特-04	電気設備工事特記仕様書（3）・（4）	21	E-14	照明設備 1階平面図 [改修図]	36	E-29	弱電(通信・情報)設備 2階平面図 [現況撤去図]
07	電特-05	電気設備工事特記仕様書（5）	22	E-15	照明設備 2階平面図 [改修図]	37	E-30	弱電設備 1階平面図 [改修図]
08	E-01	付近見取図・全体配置図	23	E-16	照明設備 1階部分平面図	38	E-31	弱電設備 2階平面図 [改修図]
09	E-02	支障物件確認図	24	E-17	コンセント設備 1階平面図 [現況撤去図]	39	E-32	防災設備 1階平面図 [現況撤去図]
10	E-03	盤単線結線図1	25	E-18	コンセント設備 2階平面図 [現況撤去図]	40	E-33	防災設備 2階平面図 [現況撤去図]
11	E-04	盤単線結線図2	26	E-19	コンセント設備 1階平面図 [改修図]	41	E-34	防災設備 1階平面図 [改修図]
12	E-05	幹線・動力設備 1階平面図 [現況撤去図]	27	E-20	コンセント設備 2階平面図 [改修図]	42	E-35	防災設備 2階平面図 [改修図]
13	E-06	幹線・動力設備 2階平面図 [現況撤去図]	28	E-21	コンセント設備 1階部分平面図	43	E-36	留意事項・概略工事工程表（参考）
14	E-07	幹線・動力設備 1階平面図 [改修図]	29	E-22	弱電・防災設備 凡例	44		
15	E-08	幹線・動力設備 2階平面図 [改修図]	30	E-23	音響設備 仕様図1（体育館）	45		

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係長	課員	担当

徳島県県土整備部営繕課		工事名	R 6 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事電気（担い手確保型）	図面番号	E-00	株式会社 西田設計 1級建築士登録 第 284578 号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町 2-23-2 TEL (088) 654-7766 (代)・FAX (088) 654-7769	
設計	R5.2	竣工	RO.O	図面名	表紙・図面目録		縮尺

工事名：R 6 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事電気（担い手確保型）

- ② 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

18. 工事看板等

- ① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
- ② 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
- ③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター（A3）」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。
- ・区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
 - ・当初請負金額が200万円未満の工事

19. 仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

- ① 当初請負対象金額（設計金額）3千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。
- ② 当初請負対象金額（設計金額）3千万円以上の工事
原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

（注）洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

（注）快適トイレとは、洋式トイレのうち、防災対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

20. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者ととも、書面により確認すること。

21. 工事検査及び技術検査

- ① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	－	1回
3千万円以上5千万円未満	－	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

（注）低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。

（注）一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

- ② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
- ③ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
- ④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。
- ⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

22. 完成図等

- ① 電子納品：対象
- ② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」とすること。
- ③ 提出書類
- ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による）
 - ・工事写真（電子データ2部）
 - ・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部）
 - ・保全に関する資料
 - ・その他監督員が指示する図書（必要部数）
- ④ しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びリジナル形式をCD-R等に保存する。
- ⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。
- ⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。
- | 区 分 | サ イ ズ |
|-------|------------------|
| 着 手 前 | カラー、手札版又はサービスサイズ |
| 施 工 中 | カラー、手札版又はサービスサイズ |
| 完成写真 | カラー、手札版又はサービスサイズ |
- ⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。
- ⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

23. デジタル工事写真の黒板情報電子化

- ① 受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。
- ② 対象工事は、徳島県CALS/EOホームページ掲載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。

24. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）

- ① 対象物
工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。
- ② 保険外工事
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
- ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）
- ③ 付保する時期及び金額
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当 額を付保する。

工事名：R 6 営繕 阿波高等学校 阿波・吉野 体育館改修工事電気（担い手確保型）

- ④ 保険終期
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- ⑤ その他
- ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
 - ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

25. 公共事業労務費調査

- ① 当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- ④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

26. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- ① 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。
- ② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。
- ③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- ④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
- ⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- ⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。